記載日：           年    月    日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建 築 主 氏 名 | 申 請 地 の 地 名 地 番 | 設　　計　　者　　氏　　名 |
|  | 川越市 |  |

〇宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規制区域内においては、実施する宅地造成等(土石の堆積を除く。以下同じ。) の規模に応じて盛土規制法の許可が必要となる場合があるため、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、申請時に本チェックリストを添付して下さい。また、都市計画法の開発許可に係る規制規模等についても、本チェックリストにて併せてご確認下さい。

〇盛土規制法及び都市計画法いずれの許可対象となる宅地造成等がない場合は、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認し、建築確認申請図面及び建築計画概要書の配置図に、**「盛土規制法及び都市計画法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」**の旨を記載して下さい。

〇今後、現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法及び都市計画法における許可等が必要であることが明らかになった場合は、速やかに各法令の許可権者へ報告して下さい。

**【盛土規制法の宅地造成等に関する事項】**

|  |
| --- |
| 許可対象となる宅地造成等に関する工事（盛土規制法第12条）※1　　宅地造成等工事規制区域（市全域内）【土地の形質の変更（盛土・切土】※２、※３ |
| ①盛土で高さが １ｍ超の崖を生じるもの | ②切土で高さが２ｍ超の崖を生ずるもの | ③盛土と切土を同時に行い、高さが２ｍ超の崖を生じるもの（①、②を除く） | ④盛土で高さが２ ｍ超となるもの。（①、③を除く） | ⑤盛土又は切土する土地の面積が500㎡超となるもの※4（①～④を除く） |
| 上記①から⑤に該当の有無　 | □有 | □無 |
| 対 応 | □　盛土規制法第12条の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可書の写し（又は適合証明）を申請書に添付。 | □　盛土規制法第15条第２項に基づく開発許可によるみなし許可として、開発許可通知書の写し（又は適合証明）を申請書に添付。 | 上記の工事は無い。配置図に『**盛土規制法及び都市計画法の許可対象となる宅地造成等の工事無し」**』を明示。事前相談を行った場合は 次の項目を記載相談票受付日：令和〇年〇月〇日 |

※１　盛土規制法における崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。

※２　表中の工事に該当する場合であっても、盛土規制法第12条のただし書きにより許可対象外となる場合があります。また、面積算定や高さ算定の取扱いについて所管課ごとに異なる場合があります。詳細については、都市計画部開発指導課にご確認下さい。

※３　確認申請の敷地と、開発区域の範囲とが異なる場合、開発区域全体の範囲で許可対象となる宅地造成等の有無を判断して下さい。

※４　盛土規制法施行規則第8条第9号に規定する工事（宅地造成に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50㎝を超えない盛土又は切土をするもの）は対象外

**【都市計画法の開発行為に関する事項】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 域 区 分 | 開発区域の面積 | 対 応 |
| □　市街化区域 | □　規制規模　　500㎡未満 |  |
| □　規制規模　　500㎡以上 | □　事前相談により開発許可又は建築許可等不要　　相談票受付日：令和〇年〇月〇日□　開発許可又は建築許可等要都市計画法第29条、第42条、第43条に基づく許可書の写し（又は適合証明）を申請書に添付。 |
|  □　市街化調整区域 |

【盛土規制法・都市計画法（開発許可制度）に関する問合せ】　　　　【チェックリストに関する問合せ先】

川越市　都市計画部　開発指導課　ＴＥＬ：049-224-5978 　　 都市計画部　建築指導課 ＴＥＬ：049-224-5974